

請求・支給決定事務の注意点

1 障害福祉サービス請求の基本的な注意点について

- (1) 障害福祉サービス相互の算定関係
 - ①同一時間帯に複数の障害福祉サービスに係る報酬を算定できない
 - ②日中活動サービスの報酬を算定した場合（宿泊型自立訓練を除く）には、同一日に他の日中活動系サービスの報酬は算定できない
 - ③同一日に日中活動系サービスを利用した場合、短期入所の報酬単価に留意する
 - ④医療型短期入所（宿泊を伴わない利用の場合）を利用した場合、同一日に日中活動系サービス及び障害児通所支援の報酬は算定できない
- (2) 訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護）の所要時間
当該計画に基づいて行われるべき支援に要する時間に基づき算定
- (3) 訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護）の契約時間
契約した際は、受給者証に契約内容を記載、契約時間数を超えることないようにする
- (4) 利用者負担上限額の管理について
 - ①利用者負担額が月額0円でなく、複数の事業所を利用し、総費用額の1割が利用者負担額を超える可能性のある方⇒利用者負担上限額管理依頼届出書及び受給者証を提出
 - ②上限管理依頼届出書は原則、サービス提供月の月末で締切り
 - ③児童の場合、兄弟等でサービスを使う時は同一の事業所が上限管理をする
- (5) 定員、各種加算の届出に即した請求について
定員変更又は各種加算の届出をした場合、適用日に即した請求を行う
- (6) 欠席時対応加算について
前々日、前日又は当日に中止の連絡があり、利用者又はその家族等の連絡調整その他の相談援助を行い、利用者の状況、相談援助の内容等を記録した場合に算定可能
- (7) 就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における施設外就労について
施設外就労実施報告書を翌月10日頃までに岐阜市へ提出
- (8) 短期入所の利用について
受給者証を持参するよう利用者に徹底し、受給者証12ページ以降の短期入所事業者実績記入欄に必ず記入すること

2 地域生活支援事業について

地域生活支援事業の請求の注意点

- ・請求書の提出は**翌月10日までを期限**とする
- ・請求内容にケアレスミスが目立つため、**チェックした上で提出**する

(例) 明細書のサービスコード、サービス内容誤り

「利用者負担上限月額」「区分(日中一時)」のミス⇒受給者証を確認
実績記録票の提供時間数計算ミス、利用者確認印押印忘れ
利用年月、提出年月日が前月のまま etc…

3 契約内容報告書について

- ・事業所（短期入所以外）は、必ず市に契約内容報告書を提出
⇒新規に契約、契約を終了、支給量の変更、支給決定期間の更新
- ・契約を終了した際は下欄にその理由を必ず記載

4 市ホームページによる様式提供

契約内容報告書、過誤申立て依頼書等の様式について、市ホームページからダウンロードすることが出来ます。

ダウンロード方法

- ① 以下の岐阜市ホームページのトップページから、「手続きに関する情報のお手軽検索」の「障害福祉」をクリック



- ② 障害福祉サービス・障害児通所支援・計画相談支援・障害児相談支援に関する様式は「事業所向け様式一覧」をクリック
地域生活支援事業に関する様式は「地域生活支援事業」をクリック

結婚・離婚	<ul style="list-style-type: none"> 障がいに関する相談窓口について
就職・退職	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある方のよくある質問一覧
病気・予防	<ul style="list-style-type: none"> 発達障がいについて
高齢者・介護	<ul style="list-style-type: none"> 障害者虐待について
障がい福祉	<h3>助成・手当等</h3> <ul style="list-style-type: none"> 重度心身障害者等医療費助成制度 自立支援医療（更生医療） 手当等の詳細一覧
ごみ・リサイクル	<h3>各種制度</h3> <ul style="list-style-type: none"> 岐阜市サポートブックのご案内 障害福祉サービス・障害児通所 地域生活支援事業 各種制度一覧（表） 乳幼児期の支援連携システム
証明書	<h3>事業所登録申請等</h3> <ul style="list-style-type: none"> 事業所向け様式一覧 障害者支援施設等における防犯対策の徹底について 指定障害福祉サービス事業者等の指定申請等の手続きについて 化学物質過敏症について 地域生活支援事業者の登録申請等の手続きについて 事業者における障がい者差別の解消について
おくやみ	

「事業所向け様式一覧」の画面

事業所向け様式一覧

（2018年6月6日更新）

指定障害福祉サービス事業所、指定一般相談支援事業所、指定特定相談支援事業所、指定障害児通所支援事業所及び指定障害児相談支援事業所で利用する様式を掲載しています。

- 契約内容報告書（障害福祉サービス）
- 施設外就労実施報告書
- 欠席時対応連絡票

- 暫定支給決定期間にかかる訓練等給付事業評価結果報告書
- フェイスシート
- アセスメント・支援実績・評価シート
- 個別支援計画
- 就労継続支援A型計画書

- 利用者負担上限額管理依頼（変更）届出書
- 利用者負担上限額管理結果票
- 利用者負担額一覧表

- 過誤申立て依頼書

- サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案 一式
- サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案 一式（ルビあり）
- サービス等利用計画・障害児支援利用計画 一式
- サービス等利用計画・障害児支援利用計画 一式（ルビあり）
- モニタリング報告書 一式
- モニタリング報告書 一式（ルビあり）
- 計画相談支援・障害児相談支援依頼（変更）届出書

「地域生活支援事業」の画面（ページの下のほうまでスクロールしてください）

 **(3) 登録事業所向けの様式**

登録を受けた事業所で利用する様式を掲載しています。

 [契約内容報告書](#)

お問い合わせ窓口：障がい福祉課 支援係（電話 214-2137） 柳津地域事務所 福祉事務所
387-0111)